

○南あわじ市総合計画審議会条例

平成17年 6 月 30 日

条例第231号

改正 平成17年11月30日条例第258号

平成19年 3 月 29 日 条例第 1 号

平成27年 3 月 31 日 条例第10号

平成30年 3 月 30 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、
南あわじ市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図る
ための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 各種団体等の代表者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、南あわじ市総合計画審議の期間とする。ただし、委員が欠
けた場合における補欠の委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき
は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部ふるさと創生課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第258号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。